

茨木市宅内ポンプ施設設置等事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、低宅地等の立地条件により、汚水を公共下水道へ自然流下によって直接排除することが困難な土地において、既設のくみ取便所（し尿浄化槽による水洗便所を含む。以下同じ。）を水洗便所に改造するため、自己用の宅内ポンプ施設の設置等を行う事業に対し、市が補助金を交付することにより水洗化の普及を促進し、もって環境衛生の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1号に定める汚水をいう。ただし、事業に起因するものは除く。
- (2) 公共下水道 法第2条第3号に定める下水道をいう。
- (3) 宅内ポンプ施設 住宅内に設けたマンホールポンプ施設から公共汚水ますに汚水を放流するためのポンプ施設、圧送管、屋外電気設備等をいう。
- (4) 処理区域 法第2条第8号に定める区域をいう。
- (5) 自己の居住の用に供する住宅 自らの生活の本拠として使用する住宅をいう。

(補助対象)

第3 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 低宅地等の立地条件により、汚水を公共下水道へ自然流下によって直接排除することが困難な本市の処理区域内の土地における事業であること。
- (2) 自己が所有し、又は借り受けており、かつ、自己の居住の用に供する住宅（原則としてこの要綱の実施の日（以下この号において「実施日」という。）前に建築された住宅に限る。ただし、実施日以後に、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第2号又は第34条第14号の適用を受けて建築された住宅については、市長が審査の上、適当と認めた場合は、当該住宅に含めるものとする。）への自己用の宅内ポンプ施設の設置又は当該ポンプ施設のポンプの交換を行う事業であること。
- (3) 市税並びに下水道受益者負担金及び下水道事業分担金を滞納していない者が行う事業であること。

(補助対象経費)

第4 補助の対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 茨木市宅内ポンプ施設設置基準に基づき選定された宅内ポンプ施設の設置（以

下「設置」という。)に要する工事費

- (2) 前号に掲げる工事費に対しこの要綱に基づく補助金の交付を受けた事業により設置された宅内ポンプ施設について、良好な維持管理に基づく使用によりポンプの交換が必要となった場合の当該交換（以下「交換」という。）に要する工事費
- 2 既存の住宅の改築等個人の土地利用上の都合による宅内ポンプ施設の移設又はポンプの交換に要する工事費は、前項の対象経費に含まないものとする。

(補助金額)

第5 補助額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 設置の場合 第4第1項第1号の工事費に100分の90を乗じて得た額
- (2) 設置後7年以上経過する交換の場合 第4第1項第2号の工事費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 設置後7年未満の交換の場合 第4第1項第2号の工事費に100分の50を乗じて得た額
- 2 前項第2号及び第3号に定める経過年数は、茨木市下水道条例（昭和45年茨木市条例第28号。以下「条例」という。）第9条第1項による工事の完了の届出のあった日の翌日から起算する。

(補助金の交付申請)

第6 この要綱により補助金の交付を受けようとする者は、茨木市宅内ポンプ施設設置等事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 設置又は交換の工事を施工する業者が作成した設計書及び工事費見積書
- (2) 市税を滞納していないことを証する書類
- (3) 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア及びイに定める書類
- ア 申請者が土地の所有者でない場合 設置又は交換に関する土地の所有者の承諾書（様式第2号）
- イ 申請者が家屋の所有者でない場合 設置又は交換に関する家屋の所有者の承諾書（様式第2号）
- (4) 宅内ポンプ施設の維持管理（費用の負担を含む。）を申請者又は家屋の所有者が行う旨の誓約書（様式第3号）
- (5) 設置の場合において、設置と同時に水洗化を行う旨の申請者の誓約書（様式第4号）
- (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める時に行わなければならない。

(1) 設置の工事の場合 条例第5条第1項に規定する排水設備等の計画の確認の申請時

(2) 交換の工事の場合 条例第5条第2項に規定する排水設備等の計画の変更の確認（同項の規定により、届出をもって足りるものについては、当該届出）後（補助金の交付決定）

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付する場合は、茨木市宅内ポンプ施設設置等事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助金を交付しない場合は、通知書（様式第6号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（工事の施工）

第8 補助金の交付の決定を受けた者は、第7第2項に規定する通知を受けた後、遅延なく当該設置又は交換の工事を施工しなければならない。

2 申請者は、前項に規定する施工については、特殊な工事を除き条例第6条に規定する指定工事店としての指定を受けている工事業者に行わせなければならない。

（変更の届出）

第9 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付決定通知後において当該設置又は交換の内容を変更しようとするときは、第6に準じて茨木市宅内ポンプ施設設置等事業補助金交付変更申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 変更の内容を証する書類

(2) 変更設計書及び工事見積書（交付予定の補助金額に変更が伴う場合に限る。）

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第7に準じて決定の内容を変更し、茨木市宅内ポンプ施設設置等事業補助金変更承認通知書（様式第8号）により申請者に通知する。

（工事の完了報告）

第10 補助金の交付の決定を受けた者は、当該宅内ポンプ施設の工事が完了し、かつ、条例第9条第2項に規定する検査済証の交付を受けた後、直ちに茨木市宅内ポンプ施設設置工事等完了報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事費の精算書

(2) 工事費の請求書の写し

（補助金額の確定等）

第11 市長は、第10の工事等完了報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、相当と認めるときは交付すべき補助金

の額を確定し、茨木市宅内ポンプ施設設置等事業補助金確定通知書（様式第10号）により報告書を提出した者に通知する。

（補助金の交付請求）

第12 第11の補助金確定通知書を受けた者は、茨木市宅内ポンプ施設設置等事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第13 補助金は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、相当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第14 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設が設置される土地若しくは施工業者の事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整理）

第15 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

（書類の保存）

第16 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない

（補助金の取消し等）

第17 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに施設の内容を変更し、若しくは中止し、又は工事の遂行の見込みがないとき。

(4) その他市長が不相当と認めるとき。

（宅内ポンプ施設の維持管理）

第18 この要綱により設置した宅内ポンプ施設は、補助金の交付を受けた者又は家屋の所有者がその負担と責任において維持管理を行わなければならない。

2 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 良好な維持管理を実施している旨を証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類
(市長の指示)

第19 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号（第6関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名

㊞

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市宅内ポンプ施設設置等事業補助金交付申請書

茨木市宅内ポンプ施設設置等事業補助要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

設置・交換場所	茨木市
家屋所有者	住所
	氏名
土地所有者	住所
	氏名

添付書類

- (1) 設置又は交換の工事を施工する業者が作成した設計書及び工事費見積書
- (2) 市税を滞納していないことを証する書類
- (3) 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア及びイに定める書類
 - ア 申請者が土地の所有者でない場合 設置又は交換に関する土地の所有者の承諾書（様式第2号）
 - イ 申請者が家屋の所有者でない場合 設置又は交換に関する家屋の所有者の承諾書（様式第2号）
- (4) 宅内ポンプ施設の維持管理（費用の負担を含む。）を申請者又は家屋の所有者が行う旨の誓約書（様式第3号）
- (5) 設置の場合において、設置と同時に水洗化を行う旨の申請者の誓約書（様式第4号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6関係）

承 諾 書

私の所有する下記の（家屋・土地）において、下水を排除するための（宅内ポンプ施設の設置・ポンプの交換）を行うことを承諾します。

記

設置・交換場所	茨木市
申 請 者	住所
	氏名
受 付 番 号	年 月 日 第 号

※受付番号は決定後記入する。

年 月 日

家屋所有者

住所

氏名

⑩

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

土地所有者

住所

氏名

⑩

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

年 月 日

誓 約 書

（提出先）茨木市長

住 所
氏 名 ⑩
（申請者名）

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

住 所
氏 名 ⑩
（家屋所有者名）

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

今般、茨木市宅内ポンプ施設設置等事業補助要綱に基づき（設置・交換）することになりました下記の宅内ポンプ施設について、工事完了後の維持管理及びポンプ作動のための諸経費等は、補助金の交付を受けた当方において全責任を負うことを確認し、誓約します。また、相続又は売買等により他人に譲渡する等、土地、家屋の所有者及び宅内ポンプ施設の使用者に変更が生じる場合は、その譲渡人に対してこの誓約内容を継承します。

記

受 付 番 号	年 月 日 第 号
設置・交換場所	茨木市

※受付番号は決定後記入する。

様式第4号（第6関係）

年 月 日

誓 約 書

（提出先）茨木市長

住 所

氏 名

印

（申請者名）

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市宅内ポンプ施設設置等事業補助金の交付を受けるに当たり、当該ポンプ施設の設置と同時に便所の水洗化工事を行うことを誓約します。

様式第5号（第7関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市宅内ポンプ施設設置等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市宅内ポンプ施設設置等事業補助金の
交付について、審査の結果、下記のとおり交付することを決定しましたので通知
します。

記

設置・交換場所 茨木市

交 付 決 定 額 円

支 払 期 日 茨木市下水道条例第9条第2項に規定する検査済証の交付後

年 月 日

茨 木 市 長



様式第6号（第7関係）

住 所
氏 名 様

通 知 書

年 月 日付け申請の茨木市宅内ポンプ施設設置等事業補助金の
交付について、審査の結果、下記の理由により交付することができませんので通
知します。

記

理 由

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第7号（第9関係）

受付第 年 月 日 号

（申請先）茨木市長

住 所
氏 名 ⑩
（申請者名）

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市宅内ポンプ施設設置等事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市宅内ポンプ施設設置等事業補助金交付決定通知を受けた受付番号 号の申請について、次のとおり変更したいので申請します。

記

設置・交換場所	茨木市
変更内容	
変更理由	
変更前 交付決定額	円
変更後交付申請額	円
差引増減額	円

添付書類

- (1) 変更の内容を証する書類
- (2) 変更設計書及び工事見積書（交付予定の補助金額に変更が伴う場合に限る。）

様式第8号（第9関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名
(申請者名) 様

茨木市宅内ポンプ施設設置等事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市
宅内ポンプ施設設置等事業補助金は、審査の結果、下記のとおり変更承認しまし
たので通知します。

記

設置・交換場所 茨木市

交 付 決 定 額 円

変 更 増 減 額 円

変更交付決定額 円

支 払 期 日 茨木市下水道条例第9条第2項に規定する検査済証の交付後

年 月 日

茨 木 市 長



様式第9号（第10関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

住 所

氏 名

㊟

（申請者名）

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市宅内ポンプ施設設置等工事完了報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた工事が完了したので、次のとおり報告します。

受 付 番 号	年 月 日 第 号
設置・交換場所	茨木市
完 成 年 月 日	年 月 日

添付資料

- (1) 工事費の精算書
- (2) 工事費の請求書の写し

様式第10号（第11関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様
(申請者名)

茨木市宅内ポンプ施設設置等事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市宅内ポンプ施設設置等工事完了報告書を審査の結果、補助金を次のとおり確定します。

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

印

様式第11号（第12関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所

氏 名

㊟

（申請者名）

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市宅内ポンプ施設設置等事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市宅内ポンプ施設設置等事業補助金を次のとおり請求します。

1 設置・交換場所 茨木市

2 金 額 円

参考資料

茨木市宅内ポンプ施設設置基準

1 ポンプ機種

別紙計算例を参考に全揚程（メートル）を算出し、送水管流速0.6～1.5メートル／秒を確保できる計画吐出量となるポンプ機種を選定する。

なお、実揚程6メートル以下で送水管延長30メートル程度のポンプ施設については、出力0.4キロワットのポンプ機種とする。

- (1) ポンプ台数
2台（交互運転）
- (2) 種類
着脱装置付ガラス繊維入り強化プラスチック（FRP）
- (3) 口径
50ミリメートル以上
- (4) 出力
0.4キロワット以上
- (5) 相・電圧
単相 100ボルト：50ヘルツ（原則）
- (6) 運転方式
自動運転型

2 汚水槽

- (1) 形式
ユニットタイプ（最大径900ミリメートル）
- (2) 有効容量
0.6立法メートル以上
- (3) 基礎工
基礎コンクリート（縦1100×横1100×厚さ50ミリメートル）
基礎砕石（縦1100×横1100×厚さ200ミリメートル）

3 制御盤

- (1) 形式
壁掛け型又は自立型とする
- (2) 主要取付器具
自動切替スイッチ・漏電遮断機（安全ブレーカー）・回転灯（警報用）その他必要なもの

4 送水管

- (1) 管種
VP管（原則）
- (2) 口径
ポンプ口径と同口径

5 電気工事

電気工事は、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商省令第52号）及び内線規程による資格を有する電気工事店にて施工

参考資料

宅内ポンプ施設の設計例

計 算 例

設計条件

汚水槽ユニット径0.85m・ポンプ始動水位0.45m・送水管径50mm

実揚程H=3.0m・直管延長L=5.0m

全揚程の算出

全揚程=実揚程+全損失水頭 (VP 50mm)

損失水頭

ユニット内のポンプ始動水位 ($1/4 \times \pi \times 0.85^2 \times 0.45 = 0.255 \text{m}^3$ (図6-1)) に達するとポンプが稼働し、送水管流速0.9/s (0.6~1.5) で吐出するとすると、 $Q = 60 \times 1/4 \times \pi \times 0.05^2 \times 0.9 = 0.10 \text{m}^3/\text{min}$ のVP 50mmの損失水頭はヘーゼン・ウィリアム公式C=130のグラフより20mm (=0.02m) となる。

管径50mmの配管要素の直管相当長 (m)

90° エルボ	0.9
90° ベンド	0.8
ボール弁	21.3
スルース弁	0.8
チャッキ弁又はフート弁	5.2

図6-2の配管において、直管長5m、ボール弁1、チャッキ弁1、エルボ5（ポンプ内3）のときの全損失水頭を求める。

直管長	5.0m
配管要素の直管相当長	31.0m
<hr/>	
合計	36.0m

つまり、36mの直管の損失水頭を求めます。前項より1m当たりのVP50の損失水頭は0.02mであるため

$$\text{全損失水頭} = 0.02 \times 36.0 = 0.72\text{m}$$

$$\text{全揚程} = \text{実揚程} + \text{全損失水頭} = 3 + 0.72 = 3.72\text{m}$$

計算の結果、全揚程が3.72mとなり、左図のポンプ選定表により0.25kwのポンプとなる。

ポンプの選定

以上の結果で、ユニットポンプ出力0.25kwのポンプでも十分に賄える水量であるが、し尿を含む汚水排水を目的とした設備では、固形物による詰まりの防止を考慮し、かつ、汚物の通過能力に優れた構造のポンプとするため、出力0.4kwのポンプとする。